

## にしかんイノ”米” ション新規需要創出事業 委託業務仕様書

### 1. 適用範囲

本仕様書は、にしかんイノ”米” ション新規需要創出事業の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものである。

### 2. 委託業務名

にしかんイノ”米” ション新規需要創出事業

### 3. 目的

新潟市西蒲区は市内最大の水田耕地面積を持つことから、米価や需要の変動の影響を大きく受けやすい。西蒲区が持続可能な農業生産を実現していくためには、多様な米作りの推進と新規需要の創出が急務となっている。

本事業では、将来的な西蒲区産米の新規需要創出に取り組むことを目的とする。

### 4. 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

### 5. 提案を求める事項

次に掲げる条件をすべて満たす事項とする。

- (1) 米の消費拡大・新規需要創出に資することが見込まれる新規性の高い取組であること。
- (2) 将来的に、西蒲区を含む新潟県産米を活用することが可能な取組であること。

### 6. 納品物

受託者は、本業務に係る以下の事項について、令和 7 年 3 月 31 日（月）までに提出すること。

- (1) 報告書（紙ベース）1 部
- (2) 報告書電子データ 1 式
- (3) 本業務の成果物
- (4) その他新潟市が提出を求めるもの

※(1)～(4)の提出形式・数量等については新潟市の要求に応じること。

### 7. 納品場所

新潟市西蒲区役所産業観光課

### 8. 各業務に付随する業務

- (1) 市との打合せ及び連絡調整
- (2) 本業務の遂行に必要な施設や関係団体及び人物に対する取材の協力依頼及び連絡調整
- (3) 本業務に必要な資料や情報の収集及び撮影（必要に応じて市が素材提供を行う）
- (4) その他本業務に付随する業務（企画提案書を考慮し決定）

### 9. 留意事項

受託者は、業務履行にあたり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

(1) 法令遵守

受託者は、関係法令を遵守して業務を遂行すること。

(2) 連絡調整

業務の関係者及び関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

(3) 不測の事態への対応

受託者は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態により提案内容の実施に支障が生じた場合、市と協議の上速やかに対応すること。

(4) 再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は業務の一部を委託することを可とする。

(5) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

(6) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) 著作権等に係るもの

本事業の実施にあたり制作した成果品は、新潟市が自由に利用及び変更できる。また、受託者は新潟市及び新潟市が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないこととする。第三者の著作物を使用する場合、市が成果品をいかに使用及び変更しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(8) その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。
- ・業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。
- ・業務終了後、この契約についての業務評価を行う。